

Title	新疆所在ウイグル語文書調査簡報
Author(s)	松井, 太
Citation	荒川正晴研究代表者. 東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査. 2006, p.49-59
Issue Date	2006-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10129/2083">http://hdl.handle.net/10129/2083</a>
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>

# 新疆所在ウイグル語文書調査簡報

松井 太

## はじめに

東トルキスタン出土の古ウイグル語文献を保管する中国新疆地域の研究機関としては、吐魯番地区博物館（吐魯番）・新疆維吾爾自治区博物館（烏魯木齊）が頭書される：筆者は、この両博物館が所蔵する古ウイグル語世俗文書類を、本研究計画での調査対象とした。

従来、新疆を含め中国所在のウイグル語文献については、主に中国の研究者により研究が蓄積されてきた。また梅村坦も長期間の中国滞在調査を通じて通覧と目録化を行ない、諸方を裨益している [Umemura 1990a; 梅村 1990b; cf. 梅村 1979, 梅村 1981, 梅村 1990c, 梅村 1991]。その後も、中国側による新発見文書の将来と研究・公刊は継続されている。

ただし、解読困難な書体で記された世俗文書類を歴史研究の資料として活用する観点からいえば、これまでの中国側研究者による校訂テキストには原文書の実見に基づく再検討を要する点が少なくないと、筆者は考えている。また、古文書学的情報や出土地点など歴史的利用にとって重要となる情報も、必ずしも十分に提示されているわけではない。今回の調査の対象としたゆえんである。

もとより、諸々の制約から、筆者の調査はごく少数の古ウイグル語文献を対象とし、その調査時間もごくわずかに限られたため、本稿もあくまで「簡報」の域を出るものではない。しかし、微細ながらも既知の知見に補訂すべき情報を得ることができたと考える。

なお、今回の調査に際しては、吐魯番地区博物館の李肖館長、新疆維吾爾自治区博物館の Israpil（伊斯拉菲爾）館長、新疆師範大学の Abdubasir（阿不都拜斯爾）教授から多大のご支援とご協力を頂戴した。特記して3氏に深甚の謝意を表するものである。

## 1. 既公刊文書の再校訂

本節では、Israpil [1999a; 1999b] により公刊された合計4点の文書について、原文書調査に基づく再校訂案を提示する<sup>1</sup>。

(1) 80TB I:535 = Israpil 1999a, 文書 A ; Israpil 2001, No. 47 (3-15)

[文書内容] ブドウ園賃貸借契。

[備考] 吐魯番地区博物館所蔵。所蔵番号から1980年にベゼクリク千仏洞から出土したものと判明する。16.3 x 13 cm, 上端・左端 (verso 面の右端) 完。半楷書体～半草書体。

<sup>1</sup> 本稿における古代ウイグル語転写は SUK 2 の方式におおむね準拠し、その他の言語については慣用に従う。また Israpil [2001] は、文書 (1), (4) のローマ字転写と現代ウイグル語による訳註を含む。

- 1 *bič̣in* yil biṣ̌inč̣ ay toquz yangi-qa manga [ ]  
 2 borluq krgäk bolup santu lunṣ̌i bašin-ta [ ]  
 3 -ḷıy borluqın üç künč̣i iki biẓ̌-u [ ]  
 4 borluq-ta T[ ] ỵıymış-qa yaqasın (.)[ ]  
 5 bu üç küp süč̣üg-dä bir ṣingar KW[ ]  
 6 ṃän tuvi (.....)[ ]-qa varxar-ta [ ]  
 7 küp künč̣i süč̣üg [ ]  
 8 bitig-täki P[ ]  
 9 tanuq alp (..)[ ]  
 v10 bu borluq [ ]  
 v11 aṣıy birlä [ ]  
 v12 bir alpayuṭı bir [ ]  
 v13 biz yangi qamış̣/ıy tapıỵı birlä tükäl [ ]  
 v14 borluq-nung ṭüši ḳärgäksiz yaqaqa [ ]  
 v15 TW(..)LX bitig ol • [ ]

- 1 猿年第五月初（旬の）九日に。私に（即ち） [……に] ……………  
 2 ブドウ園が必要となつて、サント論師のもと（=責任） [にある] ……………  
 3 のブドウ園を、3 胡廬巴、2 *bižu* ……………  
 4 ブドウ園で……………集めたときに、その小作料を……………  
 5 この3 甕の [ブドウ漿] の代わりにの一方の青い……………  
 6 私 *tuvi*(?)……………に寺院で……………  
 7 甕の胡廬巴（入りの？）ブドウ漿……………  
 8 証文にある……………  
 9 立会人アルプ=……………  
 v10 このブドウ園……………  
 v11 利息とともに……………  
 v12 1 人の兵士……………  
 v13 私たちは新しい葦 [園の奉] 仕とともに正しく……………  
 v14 ブドウ園の収穫物は必要ない。小作料にて（支払え(?)）……………  
 v15 ……文書である。……………

**1r1, bič̣in:** Israpil に従うが, *yunt* 「馬 (年)」の可能性もある。

**1r2a, santu lunṣ̌i:** *lunṣ̌i* < Chin. 論師 [Zieme 1990, pp. 135-136]. Israpil は *santu-ltq̣ı* と転写して *Santu-l* ~ *Santul* を地名とみなすが, 訂正すべき。

**1r2b, bašin-ta:** 不明瞭ながら, Israpil のように borluq 「ブドウ園」と転写するのは無理. 本処では SUK Mi18 の用例を参考にした. あるいは bašliry 「～をはじめとする, ～をいただく」の可能性もある.

**1r3, üč künči iki biž-u:** Israpil は künči を Skt. kunci “a measure of capacity (equal to eight handfuls)” [MW, p. 287; cf. ibid., p. 283, kim-cid “N(oun) of a particular measure”] から借用された量詞とみなすことを提案しつつも, 断定は避けている. これは, 後続の iki biž-u 「2.bižu」とみえる bižu (Israpil は biž を 1 語とみる) を量詞としての的確に解釈できなかったからであろう. ここで注目すべきは, 帳簿様のウイグル文書 USp 35 にみえる yangi borluq-niing bir küp künči borı satıp 「新しいブドウ園の 1 甕の künči のブドウ酒を売って」という表現である<sup>2</sup>. やはりブドウ園で製造されるブドウ酒と関連することからみて, この USp 35 の künči も, 本文書の künči と同一語とみなしてよかろう. また USp 35 では, künči に後続する bor が人称語尾 +ı を伴っているから, 先行する künči は bor を直接に修飾する形容詞や計量単位ではないこととなる. 一方, ウイグル語医薬文献には quruy üzüm 「干しブドウ」と並んで在証される薬用植物としての künči の例があり, その訳註で Rachmati は「トウアズキ (*Abrus precatorius*); ニゲラ (*Nigella indicia*); コロハ, 胡蘆巴 (*Trigonella foenum-graecum*)」の三様の可能性を併記している [Heilkunde II, pp. 404-405, 435]. ここでは, 東部天山地域の植生に鑑みて, 葉を食用とする胡蘆巴にあたるものと推測しておく<sup>3</sup>. これを配合する飲料が後続して記されるべきであるが, 本処では省略されているのであろう. 語註 1r7 も参照せよ. なお, 後続の bižu については筆者にも成案がない. 示教を乞う.

**1r4, yïymiš-qa:** 本処では「集めたときに」と訳したが, yïymiš を人名とみなすこともできる.

**1r5a, üč küp süčüg:** süčüg 「ブドウ漿; 甘いブドウ酒」[SUK 2, p. 283] は, 語頭の S- の残画しかみえないが, あえて推補する. 語註 1r7 を参照.

**1r5b, bir sïngar KW:** Uig. sïngar の原義は「側, 側面, 片面; ~の方に」であるが, しばしば棉布 (böz) や絹布 (torqu) など, 通貨的に使用される布帛の数量・規格を示す例が在証されており, これを Raschmann [1995, pp. 46-47] は「半分 (もの); (一対の) 片方 (Hälfte; einer von einem Paar)」と解釈した<sup>4</sup>. 本処の sïngar も数詞「1 (bir)」に後続しているから, 既知の用例と同様に通貨としての布帛 (棉布・絹布) に関係することは確実である. 後続の KW- の再構案としては, 布帛の色を示す kök 「青」か, あるいは素材を示す kürk 「毛織 (の)」[DTS, p. 329; ED, p. 741] を想定できよう. sïngar そのものは, 布帛など方形の物件の量詞とみて「方」と試訳しておく. 未発表文献の用例ともあわせ, 別稿であらためて詳論したい.

<sup>2</sup> この künči borı を Radloff/Malov は küči bor と転写して「強いブドウ酒 (starken Wein; sil'noe? vino)」と解釈しているが [USp, pp. 51, 285], 字形から明らかに訂正できる.

<sup>3</sup> 『中薬大辞典』第 2 巻, 小学館, 1998, pp. 879-881, No. 1779; 『中国有用植物図鑑』廣川書店, 1991, p. 231.

<sup>4</sup> つとに Hamilton は, 敦煌出土の Pelliot Ouïgour 10 (= MOTH 35) に数詞に後続して在証される sïngar を「半分, 0.5」と数詞的に解釈した [MOTH I, pp. 171-172]. この Hamilton 説と, sïngar を布帛の規格とみなす Raschmann 説について, かつての拙評 [松井 1997, p. 113] では即断を避けたが, その後筆者が知り得た限り, ほとんどのウイグル語世俗文書では数詞としての「半, 0.5」は yarim という語で示されるので, あらためて Raschmann 説を支持したい.

**1r7, kŭp kŭnči sŭčŭg:** sŭčŭg の後半部はやはり破損しているが、すでに言及した kŭnči borī という USp 35 の在証例〔語註 1r3〕を併せ考え、あえて推補した。

**1r6, tuvi:** 詳細不明。直前の mǎn 「私」の人名かもしれない。

**1v12, alpayutī:** 字形は \*P'XWTLY だが、-L- のフックの位置を誤ったものとみる。

**1v13, qamīšlīy:** qamīš 「葦, 蘆, アシ」に接尾辞 +līy が接続した「蘆の生えているところ (沼沢地), 蘆園」の意。Israpil は ang-... とのみ転写して不明語としたが、X'MY- までは確実に判読できるので、あえて推補する。SI Kr I 434 (SPF 所蔵, 未発表), Ot. Ry. 1822 (龍谷大学所蔵, 未発表) にも, この qamīšlīy ~ qamīšlay という語がブドウ園 (borluq) に関連して在証されるからである。10 世紀後半のマニ教寺院経営令規文書 (K 7709<sup>103-104</sup>) からも, ブドウ園の運営のために葦が調達・分配されていることがうかがえる〔森安 1991, pp. 48, 91-92〕。

**1v14:** Israpil は本処を「葡萄園的果實(?)不應該頂替租金」と総訳する。おそらく, ブドウ園所有者＝貸主側が, 収穫物 (tūši) 現物 (ブドウもしくはブドウ酒) ではなく通貨代替物で小作料を支払うことを求める文脈であろう。

**1v15, TW(..)LX bitig:** Israpil [1999a] は本処を baš bitig 「原本, 原証文」と解釈したが, これまで確認されている限り, baš bitig は土地・人身売買契約の「原本, 原証文」を意味し, 賃貸借契に関して用いられた例はない〔松井 2004, p. 52; cf. 松井 2005, p. 29〕。原文書を実見したところ, やはり行頭語は baš と読むことはできない。おそらく接尾辞 +liq 「~のための, ~用の」または +līy 「~をもつ, ~つきの」〔OTWF, 2.77, 2.91〕によって構成された語と思われる。

## (2) 80TB I:528 = Israpil 1999a, 文書B

〔文書内容〕おそらくは鷹狩に関する公文書〔語註 2r5b 参照〕。民間の契約文書であった可能性はない〔cf. Israpil 1999a, p. 295〕。

〔備考〕吐魯番地区博物館所蔵。1980 年ベゼクリク千仏洞出土。

16.9 x 16.6 cm, 下端のみ完らしい。半楷書体で, 西ウイグル時代に比定される。これは, 大寸の朱方印 (9.8 x 8.8 cm) の銘文からも支持される。この銘文は 1 行 5 字×4 行で, 「大福大回鶻/國□□□下/頡于迦斯□/□□之寶印」と解読でき, すでに確認されている西ウイグル時代の「大福大回鶻/國中書門下/頡于迦斯諸/宰相之寶印」印 (U 5525 + U 5717)〔森安 2000, p. 118〕と同一の可能性が極めて高いからである。

[missing]

- 1 [    ](.) sangun birlä [            ]
- 2 [    ]LY sangun • qumar sangun
- 3 [    ] ĩnančī il arslan
- 4 [    ] turmīš tigin sangun
- 5 [    ] kiši birār quš • borču
- 6 [    ](.) qutluy arslan oyli

7 [                    ](.) qasī bir quš • sīngqur

8 [                    ](.)gü bir quš •

[前 缺]

- 1 ……………將軍とともに
- 2 ……………將軍・クマル將軍
- 3 ……………イナンチ, イル=アルスラン
- 4 ……………トゥルミシュ=ティギン將軍
- 5 ……………人が 1 羽ずつの鷹, ………
- 6 ……………クトルグ=アルスラン=オグリ
- 7 ……………カシが 1 羽の鷹, シンクル
- 8 ……………すべき 1 羽の鷹

**2r5a, kiši:** kisi「妻」の可能性もある。

**2r5b, quš:** 本文書に頻見するこの「鳥」[ED, p. 670]を, Israpil は「賦税」あるいは「罰物」と考えた。しかし筆者は, これらの「鳥」は具体的には「鷹, 猛禽類」であり, おそらく本文書は西ウイグル王国の遊牧支配層が開催する鷹狩・狩猟のために猛禽類を調達・準備することを命じた公文書であったと考えたい。文書中に言及されている諸人名も, それぞれ鷹匠 (qušči < quš + čī) [ED, p. 671] の人名ではなかろうか。モンゴル時代に属する Ch/U 6851 文書 (ベルリン所蔵, 未発表) にも Uig. qušči「鷹匠」の在証例が確認される。

**2r7, qasī:** 本処では人名であろう。

**2r8, [ ](.)gü:** 動詞連体形とみなしたが, [üč]ägü「3人で」, [tör]gü「4人で」, [biš]ägü「5人で」と読む可能性も残る。

(3) **FB:1** = Israpil 1999b, 文書C (= Israpil 1999b, 文書A)

[文書内容] **recto:** 書簡; **verso:** 売買契。テキスト脱落のため売買物件は不明ながら, おそらくは土地・人身であろう [語註 3v4, 3v6 参照]。

[備考] 上記の所蔵番号は Israpil 論文では提示されていない。新疆文物考古所により 1993 年に交河故城の「西北小寺」(FB 遺址) で発掘されたもの。筆者の調査時点では, 調査研究上の経緯から Israpil 氏のもとで管理されていたが, いずれは新疆文物考古所の管理下に戻されるとのことであった。

20.9 x 16.7 cm, 紙色は Chamois α ~ Beige, 粗い漉き縞 (4 / cm) のある中下質の紙。Verso 面の第 1 行から末行まではほぼ契約文書の書式を保っており, Recto 面の書簡を断裁して二次利用したことが判明する。Recto 面は左端缺 [語註 3r1 参照], 同一の朱方印 (6.8 cm<sup>2</sup>) が左下と右上の 2ヶ所に押されている。右上の朱印は第 8・9 行間の紙縫に重ねて押されているか

ら、本来の書簡は現存するより相当に長文だったことを推測させる。表裏ともに半楷書体であり、明らかに西ウイグル時代に比定される<sup>5</sup>。語註 3v12 も参照。

**Recto**

[missing]

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 1  | s[                                     | ] |
| 2  | ötüg bitigdä nä üküš sav [             | ] |
| 3  | yanturup [ ] 'Y[ ] mitso [             | ] |
| 4  | tutuşup tutung(?) [ ] bilä(?) qutluγ [ | ] |
| 5  | boltīm (...)[ ] altīm tip ötünü[       | ] |
| 6  | bolur [ ] bükün (.)[                   | ] |
| 7  | qrabaş • tört q[ ] čī-lar (.)[         | ] |
| 8  | ud (...)[ ] birlä qrabaş [             | ] |
| 9  | taş [ ] borluq (.)[                    | ] |
| 10 | yir • šüikü 'W(.)(.) iki [             | ] |

[missing]

[前 缺]

- |    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 1  | .....                           |
| 2  | 言上の書簡で、いかほど多くの報せを.....          |
| 3  | 返して、.....ミツオ.....               |
| 4  | 委任して、都統.....とともにクトルグ.....       |
| 5  | 私は.....となった。.....私は取った、と言上..... |
| 6  | である。.....                       |
| 7  | 奴隸、4人の.....たち.....              |
| 8  | 牛.....とともに奴隸.....               |
| 9  | 外.....ブドウ園.....                 |
| 10 | 田地、水渠、..... 2 .....             |

[後 缺]

**3r1:** ウイグル語書簡・行政文書の定型的書式では、発信者（差出人）の地位が受信者（宛先）より上位にある場合、冒頭に発信者名を記し、続く1～3行の行頭を下げて宛先を記す。逆の場合は、冒頭に受信者を記し、やはり続く数行の行頭を下げて発信者名が記される。次行の「言上の書簡」という表現からみて、行頭の下がる本処には発信者名が記されていたに相違ない。また行頭を下げる行数に鑑みて、冒頭脱落部分は3～5行程度と推定できる。

<sup>5</sup> Israpil [1999b, p. 356] が本文書の年代を「公元13～14世紀」とする点には従えない。

**3r2, ötüg bitigdä nä üküš sav:** bitigdä 「書簡にて」, nä 「何, いかほど」は, 残画だけでなく他のウイグル語書簡の用例からもほぼ確実に補うことができる:<sup>7</sup>amti ötüg bitigdä nä üküš köngül aytu tapšur[üp täginürbiz] 「今, 言上の書簡でいかほど多くのお伺いをいたし[ましょう]」(K 7713 = 黄文弼 1954, 図 84); <sup>3</sup>bitigdä nä üküš sav idalim 「書簡にていかほど多くの報せを送りましょう」(サンクトペテルブルク所蔵 SI Kr IV 597, 未発表). さらに ötüg bitig 「言上の書簡」という表現は Pelliot Chinois 2961 (= MOTH 10) にも在証される. なお Israpil が SUK に依拠して ötüg 「言上, 上奏」を ödig 「記録, 記録簿; 記念, 題記」と同義語とみなすのは, 訂正すべき [MOTH, pp. 91, 168; cf. OTWF, pp. 199, 443-444; 森安 1991, p. 83; 松井 2004, p. 47].

**3r3, mitso:** Chin. 明蔵を音写した人名. Israpil は研究発表時点 [Israpil 1999a; Israpil 1999b] では不明としていたが, 後にウイグル語訳『慈恩伝』の Uig. mitso šinsi < Chin. 明蔵禅師という対訳例から正しく改めた<sup>6</sup>.

**3r4, tutušup:** < v. tutuš- ~ tutuz- 「命ずる; 依頼する, 委任する; 譲渡する」 [ED, pp. 462-463].

**Verso:**

- 1 [        ](.) yangīqa biz taš mngü-kä
- 2 [        ](.) a□in [ ](..)[        ]lq yoq
- 3 [        ] šäli-tä onunč [        ]P[ ](..)čaq
- 4 [        ](.) tang T[ ](.)[        ] sözläštmz
- 5 [        ]MYZ bu [        ] böz-tä on
- 6 [        ](.) böz [ ](.)        birim alim
- 7 [        ] iš küč [ ](..)[ ] [        ] tavar
- 8 [        ]ylī söz(?) [        ] tavar
- 9 [        ](.) taš māngü yalnguz ünip(?)
- 10 [        ](.) ülüš ögt[        ]
- 11 [        ] ikigü (..) [        ]
- 12 [        ] bu savda tanuq sävig čigši(?)
- 13 [        ]        bitidim

- 1 □年□月初旬の□日に. 私たちタシュ=メンギユに
- 2 ……他に […が] ない
- 3 [ために] ……シェリから, 第10…
- 4 ……タングの……私たちは談合した.
- 5 ……この……棉布のうち, 10…
- 6 ……棉布…… [租] 税

<sup>6</sup> 筆者が Israpil 氏から頂戴した別刷では補訂されていることを付言する. なお, その際に Israpil が引用する Tezcan [1975, pp. 39, 100, 158] の転写 mintso šinsi は訂正を要する. Chin. 明 > Uig. MY = mi については, 庄垣内 2003, p. 135.



- 7 …… [賦] 役, ……財物  
 8 ……財物  
 9 ……タシュ= [メン] ギュが単独で出して(?)  
 10 ……部分を……  
 11 …… 2 人……  
 12 …… [この件] における立会人, セヴィグ刺史  
 13 …… 私が (本証文を) 書いた.

**3v1, taš mngü:** いずれも頻出する人名要素. taš の字形は第 9 行と比較できる.

**3v2, yoq:** Israpil は yuz 「百, 100」としたが, 確実に訂正できる. 契約文書全体の文脈からすれば, 本処には契約の動機として「(金銭・通貨)が必要となったが, 他に調達するところがないため」というような内容が記されていたと推測できる.

**3v3, šäli:** Israpil は (s)lig としたが訂正する. 漢語「闐梨」から借用された, 頻出する仏教的称号・人名要素 [松井 2004b, p. 44 および引用文献参照].

**3v4, tang:** 頻出する重量単位 [森安 1991, pp. 48, 91-92].

**3v4, sözläštmz:** 「私たちは談合した (< v. sözläs-)」. その他のウイグル売買契の用例と比較すると, 本処は売主・買主間で物件 (不動産・人身) の価格を相談・決定する文脈と推定される [山田 1963, pp. 40-41].

**3v6-7:** birim は欠損しているが, 後続する alim と熟した「租税」が契約文書に頻出することから補う. 第 7 行の [iš] küč 「賦役」も同様である [Matsui 2005, pp. 69-72]. この birim の直前の, 文字のようにみえるものは, オモテ面の文字の裏写りであり, 実際には文字が書かれていない. 本処の前後は, おそらくは売買物件にかかる税役負担を分担 (ないし忌避) する文脈と推測される (e.g. SUK Sa05<sup>20-21</sup>, Sa06<sup>21-22</sup>, Mi20<sup>12-15</sup>).

**3v7, 8, tavar:** Israpil も「貨物」と訳すように, 本処では一般的な「財物」をさすものであろう. 第 6~7 行の文脈からは税役にも関係していると思われる.

**3v12, bu savda tanuq:** 「この件における立会人」. このように推補して正しければ, やはり西ウイグル時代に比定する論拠となり得る [森安 2004, p. 9].

**(4) 60TS001:4 (D16043) = Israpil 1999b, 文書 B ; Israpil 2001, No. 79 (4-32)**

[文書内容] 棉布 (böz) 消費貸借契.

[備考] 新疆維吾爾自治区博物館所蔵. 1959 年にセンギム=アギズ (Sängim-Aghiz, 勝金口) 付近の仏教寺院址から出土したもの [Israpil 1999b, p. 356].

18.0 x 11.5 cm, 左端・下端完, 2 枚を貼り合わせて厚手にした紙. 書体は半楷書体~半草書体であり, モンゴル時代以前=西ウイグル時代に比例できる<sup>7</sup>.

<sup>7</sup> Israpil も「不晚于公元 13 世紀」とする [Israpil 1999b, p. 357].

- 1 [ ] -qa manga toyın qulı  
 2 [ ] -qa böz krgäk  
 3 [ ]tmz qoço-qa  
 4 [ ] mginčä P[ ] yoyluy  
 5 böz [ ]WR biz(.)[ ](.)LY(.)[ ] yitinč  
 6 [ ] bir ay-ta [ ](.)[ ]  
 [missing]

- 1 [□年□月□日] に、私に（即ち）トイン=クリ  
 2 ……………に棉布が必要と  
 3 ……………私たちは……した。高昌に  
 4 ……………等しい…………布地用  
 5 [棉布] ……………私たちは……する。……第七  
 6 …………… 1 ヶ月に…………  
 [後 缺]

4v3, [ ]tmz: -t- の残画が確認でき、動詞過去形語尾と判明する。

4v4, yoyluy: Israpil は人名とみなしたが、訂正する。すでに棉布 (böz) の品質・規格に示す  
 在証例が確認されており、Raschmann はキルギス語 жоолук と関連させて「布地用」と解釈し  
 ている [Raschmann 1995, p. 58]。直前の缺落部にはこの「布地用棉布 (yoyluy böz)」の数量が記  
 されていたのであろう。

4v6, bir ay-ta: 位格語尾 -ta を補って「1 ヶ月に、月ごとに」と解し、借用した棉布の利息  
 支払に関わる文脈 [山田 1965, p. 119] を想定することができる。同様の文脈の在証例は以下の  
 通り：① SUK Lo09: <sup>3</sup>bir ay-ta birä'r <sup>4</sup>baqır kümüş asıyı birlä köni birür-män 「1 ヶ月に 1 銭ずつの銀  
 という利息とともに正しく私は返済する」；② T II B 67: <sup>4</sup>bir ay-ta birär baqır kümüş köni  
<sup>5</sup>birir-män 「1 ヶ月に 1 銭ずつの銀を正しく私は返済する」<sup>8</sup>；③ SI Kr IV 638: <sup>108</sup>toquz-ta iki ygrmi  
<sup>109</sup>stir kümüş bir ay-ta üçär baqır-<sup>110</sup>qa asıy-qa altımz 「トクズから、12 両の銀を 1 ヶ月に 3 銭という  
 利息で借用した」 [cf. Clauson 1971, pp. 187-188; 梅村 1987, p. 46]。

## 2. 既発表文書の所蔵番号

これまで、ウイグル文書に関する中国側研究者の論考では、当該文書を所蔵する機関におけ  
 る所蔵番号・整理番号が提示されていないことが多かった。特に新疆所在文書にはその傾向が  
 強く、梅村の目録化作業の時点においても整理番号が与えられていないものが多数あった

<sup>8</sup> この銀貸借契は、ベルリン旧蔵ながら現在は所在不明となっている。O. F. Sertkaya, Eski Uygur Türkçesinde karalamalar / müsveddeler (Paper presented at the 42th Meeting of Permanent International Altaic Congress, 1999).

[Umamura 1990a, p. 176; 梅村 1990b, pp. 32-33]. そのうち、前節の文書 (3) 以外に、さらに2点の新疆維吾爾自治区博物館所蔵文書について所蔵番号を知り得たので、将来の調査を希望する諸方の便宜のために提示しておく。

**69TG:1 (D16051)** : 某虎年 8 月 13 日付、ヴァプカ都統 (Vapqa-tutung)・クトルグ=アルスラン (Qutluy-Arslan) が受領した銅銭の領収証。まず Israpil [1995] により写真とテキスト校訂が発表され、のち森安 [1998] により再校訂された。所蔵番号の「69」は 1969 年発見、「TG」は Turfan-Gaochang すなわち高昌故城から発見したことを示す [cf. Israpil 1995, p. 9].

**53TG:0017 (D6411)** : 龍年 (1280AD) 9 月 9 日付、奴隸売買契。いわゆるピントウグ (Pintung < Chin. 斌通) 関係文書の 1 件で、SUK Mi27 により旧来の研究を総括した校訂と写真複製が提示されている。SUK の写真複製では文書裏面の右上部分に「L11.19.17」と書かれた紙片が添付されているが、筆者の調査時点では、その紙片の左側にさらにこの所蔵番号が添付されていた。すでに 1953 年の冬に西北文物考察隊により獲得されたことが知られており [馮家昇 1960, p. 32], 所蔵番号はこれを裏付けるとともに、出土地点が高昌故城であったことを示す。

しかし、吐魯番地区博物館所蔵資料で、これまでに公刊されていながら所蔵番号が明示されていない文書、例えば「草料供出命令文書」[耿世民 1980; 梅村 1981; Kurban 1984] や「仏教尊像受領命令文書」[多魯坤・梅村・森安 1990] については、既公刊の写真を係員に提示し、相当時間を費やして検索を試みたものの、残念ながら原文書を確認・調査することができなかった。公刊時点から現在に至るまでに博物館が移転したことや、また古ウイグル語に通暁する職員の不在なども、資料の所在確認を困難にさせている。今後、現地機関・研究者とも交流を重ねつつ、悉皆調査の機会を設けたい。

## 参考文献目録 (ABC 順)

- Clauson, G. 1971: A Late Uyğur Family Archive. In: C. E. Bosworth (ed.), *Iran and Islam*, Edinburgh, pp. 167-196.
- 多魯坤=闞白爾 (Dolkun Kāmbiri)・梅村 坦・森安 孝夫 1990: 「ウイグル文仏教尊像受領命令文書研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』40, pp. 13-34,
- DTS: V. M. Nadeljaev et al. (eds.), *Drevnetjurksij slovar'*. Leningrad, 1969.
- ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*. Oxford, 1972.
- 馮家昇 1960: 「回鶻文契約二種」『文物』1960-6, pp. 32-34,
- 耿世民 1980: 「幾件回鶻文文書譯釋」『文物』1980-5, pp. 83-84.
- Heilkunde: G. R. Rachmati, *Zur Heilkunde der Uiguren, I-II. Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse) 1930*, pp. 451-473; *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse) 1932*, pp. 401-448.
- 黄文弼 1954: 『吐魯番考古記』科學出版社。
- Israpil Yüsüp 伊斯拉菲爾=玉蘇甫 1995: 「回鶻文領錢收據一件」『內陸アジア言語の研究』10, pp. 9-12, +1 pl.
- 1999a: 「吐魯番新發現的回鶻語文書」『敦煌吐魯番研究』4, pp. 287-298, +3 pls.
- 1999b: 「吐魯番出土回鶻語文書兩件」解耀華 (編)『交河故城保護與研究』新疆人民出版社, pp. 353-359.
- 2001: *Qadimki Uyghur Yeziqidiki Väsiqilär*. Shinjiang Halq Neshriyati.

- Kurban Weli 庫爾班=外力 1984: 「吐魯番出土的五件回鶻文文書」『中國民族古文字研究』中國社會科學出版社, pp. 105-113.
- Matsui, D. 2005: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, pp. 67-82.
- 2006: Six Uigur Contracts from the West Uigur Period (10<sup>th</sup> – 12<sup>th</sup> Centuries). 『人文社会論叢』人文科学篇 15, pp. 35-60.
- 松井 太 1997: (書評) Raschmann 1995. 『内陸アジア言語の研究』 12, pp. 99-116.
- 2004: 「シヴシドゥ・ヤクシドゥ関係文書とトヨク石窟の仏教教団」森安孝夫(編) 『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 41-70.
- 2005: 「ウイグル文契約文書研究補説四題」『内陸アジア言語の研究』 20, pp. 27-64.
- 森安 孝夫 1989: 「ウイグル文書笥記(その一)」『内陸アジア言語の研究』 4 (1988), pp. 51-76.
- 1991: 『ウイグル=マニ教史の研究』 (『大阪大学文学部紀要』 31/32) .
- 1998: 「ウイグル文契約文書補考」『待兼山論叢』史学篇 32, pp. 1-24.
- 2000: 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』 15, pp. 1-122, +15 pls.
- 2004: 「シルクロード東部地域における通貨」森安孝夫(編) 『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 1-40.
- MW: M. Monier-Williams, *Sanskrit-English Dictionary*. Oxford, 1899.
- MOTH: J. R. Hamilton, *Manuscripts ouigours du IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècle de Touen-houang*, I-II. Paris, 1986.
- OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
- Raschmann, S.-Chr. 1995: *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. Wiesbaden.
- 庄垣内 正弘 2003: 『ロシア所蔵ウイグル語文献の研究』京都大学大学院文学研究科.
- SPF: Sankt-Petersburg Branch, Institute of Oriental Studies, Russian Academy of Science.
- SUK: 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全3巻(小田壽典ほか編)大阪大学出版会, 1993.
- Tezcan, S. 1975: *Eski Uyğurca Hsüan-Tsang biyografisi, X bölüm*. Ankara.
- TTD III: T. Yamamoto / O. Ikeda (eds.), *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History*, III, Contracts (A: Introduction & Texts; B: Plates). Tokyo, 1986.
- Umemura, H. 1990a: Uyghur Manuscripts Preserved in the People's Republic of China. In: A. Haneda (ed.), *Documents et archives provenant de l'Asie Centrale*, Kyoto, pp. 175-186.
- 梅村 坦 1979: 「中国の研究機関と博物館」『東洋文庫書報』 11, pp. 121-160.
- 1981: 「吐魯番県展覽館展示回鶻文公文書」『中嶋敏先生古稀記念論集(下)』汲古書院, pp. 45-66.
- 1987: 「ウイグル文書「SJ Kr. 4/638」」『立正大学教養部紀要』 20, pp. 35-87.
- 1990b: 「中国現存ウイグル古文書覚書」『内陸アジア史研究』 6, pp. 27-42.
- 1990c: 「ウイグル文家産分割文書の一例」『東アジア古文書の史的研究』刀水書房, pp. 420-446.
- 1991: 「中国歴史博物館蔵『吐魯番考古記』所収回鶻文古文獻過眼録」『中国歴史博物館館刊』 15/16, pp. 157-163, +pls. 5-8.
- USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1927.
- 新疆吐魯番地区文物局 2000: (編) 『吐魯番新出摩尼教文獻研究』文物出版社.
- 山田 信夫 1963: 「ウイグル文売買契約書の書式」『歴史と美術の諸問題』(西域文化研究6)法蔵館, pp. 29-62, +1 pl.
- 1965: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』 11, pp. 87-216, +pls. 1-6.
- 1972: 「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』 16, pp. 161-268, +pls. 1-12.
- 吉田 豊・森安 孝夫 2000: 「ベゼクリク出土ソグド語・ウイグル語マニ教徒手紙文」『内陸アジア言語の研究』 15, pp. 135-178.
- Zieme, P. 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. *Altorientalische Forschungen* 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.
- 1990: Sur quelques titres et noms des bouddhistes turcs. In: R. Dor (ed.), *L'Asie Centrale et ses voisins influences réciproques*, Paris, pp. 131-139.